各都道府県 介護保険担当主管部(局)御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善支援補助金については、「令和4年度(令和3年度からの繰越分) 介護職員処遇改善支援事業(介護職員処遇改善支援補助金)(令和3年度補正予算分) に係る協議資料の提出について(依頼)」(令和4年1月21日老老発0121第2号厚生 労働省老健局老人保健課長通知)において実施要綱等の案をお示ししたところです。

実施要綱案において、介護サービス事業者等は都道府県知事に対して賃金改善開始の報告を行うこととしておりますが、今般、当該報告に係る様式例を作成しました。 当該報告については、本年2月分及び3月分の賃金改善を行っていることを担保す

るため、本年4月15日までの提出としている処遇改善計画書に先立って提出いただくこととしております。

そのため、実施要綱案においてお示ししているとおり、原則として令和4年2月末 日までの報告を求めておりますが、

- ・ 令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年 3月末日までの報告とすること
- ・ また、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているに もかかわらず未報告であった場合には、処遇改善計画書の提出時に併せて報告を 行うこと

としますので、御了知いただくとともに、管内の介護サービス事業所等への周知をお 願いいたします。